

## **i** 新しい教育委員会委員を紹介します

☎ 秘書広報課 ☎206

令和3年第1回富士見市議会定例会において、横田豊三郎氏を市教育委員会委員とする議案が全会一致で同意されました。

横田 豊三郎 氏  
任期／4月1日～令和7年3月31日



## **i** 副市長の再任について

☎ 秘書広報課 ☎206

令和3年第1回富士見市議会定例会において、副市長の浅井義明氏を再任とする議案が全会一致で同意されました。

浅井 義明 氏  
任期／4月1日～令和7年3月31日



## **募** あなたが見つけた富士見市の魅力を投稿しませんか 富士見市の魅力スポット写真募集

☎ 秘書広報課 ☎241

富士山に見える風景や市内の公園など、市の魅力を撮った写真(お子さんなどが写っていても可)を募集しています。応募いただいた写真は市ホームページのトップページや市PRサイトに掲載します。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

**写真の規格**／JPEG (5MB以下) ※スマートフォンで撮影した写真も可

**写真の条件**／市内で撮影した作品、オリジナル作品、法令・公序良俗に反しないこと、人物が写っている場合は使用の許可を得ることなど

**応募方法**／写真を添付し、メールで応募してください。

※メール本文に、①住所②氏名(ふりがな)③年齢④電話番号⑤撮影場所⑥撮影時期⑦写真に関するコメント⑧氏名掲載の可否(記入例：氏名掲載可)をご記入ください。



写真は、魅力スポット写真にご応募いただいた写真です。市ホームページのPRサイトに掲載しています。

## 令和4年富士見市 成人式典のお知らせ

☎ 生涯学習課 ☎ 049-252-7138

とき／令和4年1月10日(祝)

場所／キラリ☆ふじみ

対象／平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれの方  
※市内在住の対象者には、12月上旬ごろに案内はがきを郵送します。

※詳しくは、広報『富士見』12月号でお知らせします。

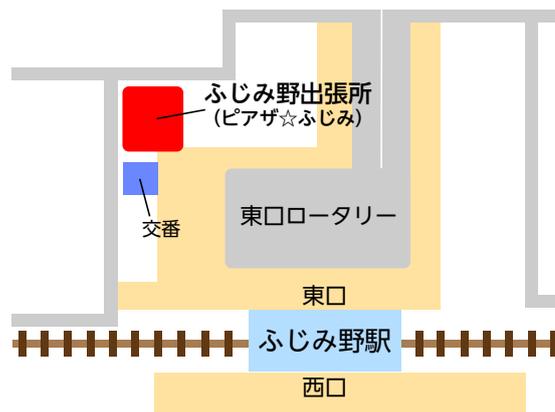


## 4月から出張所の延長 開庁施設を変更します

☎ 政策企画課 ☎ 234

3月末の西出張所の一時閉鎖に伴い、毎月最終木曜日(祝日などの場合を除く)に実施している出張所業務の時間延長を4月からふじみ野出張所(ピアザ☆ふじみ1階)で行います。

※詳しい日程は裏表紙(P28)をご覧ください。



## 国民年金保険料の免除制度

☎ 保険年金課 ☎ 317

### 学生納付特例制度

20歳になると、学生も国民年金の加入と保険料の納付が義務づけられます。保険料の納付が困難なときは「学生納付特例制度」をご利用ください。

承認された期間は年金額には反映されませんが、年金を受給するための期間として算入できます。

対象／大学、短大、高等学校、専修学校および各種学校などに在学する20歳以上の学生(所得制限あり)

必要書類／

- 学生証(コピー可、ただし両面)または在学証明書
- 年金手帳
- 窓口で申請する方の本人確認書類

申請場所／保険年金課

※免除された保険料は、10年以内であれば後から納付できます。ただし、申請年度から3年が経つと、経過した年数に応じて加算額が上乘せされます。

※申請は毎年必要です。前年度に学生納付特例が承認され、今年度も引き続き同じ学校に在学している方は、日本年金機構から送付される申請書(はがき形式)に必要事項を記入し、返送してください。

※在学する学校などが変わった方や申請書が届かない方は、保険年金課で申請してください。

### 産前産後期間の免除制度

産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものととして年金額へ反映されます。

対象／国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方

免除期間／出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間)

※平成31年4月(制度開始)以降が免除対象期間です。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産された方を含みます)。

申請方法／必要書類を持参し、直接申請してください。出産予定日の6か月前から提出可能です。

必要書類／

- 窓口で申請する方の本人確認書類
- 【出産前に申請する場合】母子健康手帳
- 【子が別世帯の場合】出生証明書など出産日や親子関係を明らかにする書類

申請場所／保険年金課

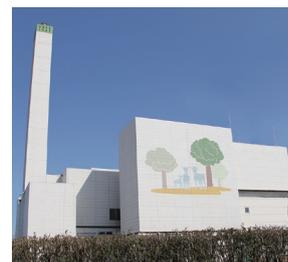
☎ 川越年金事務所 ☎ 049-242-2657



# ゴールデンウィーク中のごみの自己搬入

☎ 環境課 ☎049-252-7100

4月29日(祝) 5月2日(日)～5日(祝)	日曜、祝日のため持込み不可	
4月30日(金) 5月1日(土) 5月6日(木)～8日(土)	<b>自己搬入日</b>	<b>申込期間・定員</b>
	平日	搬入日の1週間前から申込み(申込順、定員40人(午前・午後各20人))
	5月1日(土)	4月26日(月)～30日(金)に申込み(申込順、定員20人)
	5月8日(土)	5月6日(木)・7日(金)に申込み(申込順、定員20人)
<b>搬入時間</b> ／ <b>平日</b> 午前9時～11時30分、午後1時～4時 <b>土曜</b> 午前9時～11時30分 <b>搬入できるもの</b> ／1回で搬入できるのは①・②のいずれか一方のみ ①粗大ごみ ②可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ <b>申込み</b> ／午前8時30分～午後5時に富士見市粗大ごみ受付センター (☎0570-001-530)に電話で		



ごみ集積所での収集は、ゴールデンウィーク中も通常どおり行います。



# 令和3年度富士見市就学援助費支給の申請受付

☎ 学校教育課 ☎626

経済的な理由により教育の機会が失われることが無いよう、小中学校に就学している児童生徒の保護者に、教育に要する費用(学用品費、給食費、校外活動費など)の一部を援助しています。

※生活保護を受けている方、前年度に認定された方も申請が必要です。

**申請期間**／4月8日(木)～30日(金)

※年度途中の申請も随時受け付けます。

**対象**／市に住居登録があり、小中学校に在籍しているお子さんの保護者で、次のいずれかに該当する方

- 生活保護を受けている方(修学旅行費と特定の疾病の医療費のみ支給対象)
- 経済的な理由でお子さんの小中学校就学への援助が必要な方

**申請方法**／申請書に記入し、必要書類を添えて学校または学校教育課へ郵送または直接提出してください。

※申請書は4月8日(木)以降、学校または学校教育課で配布します。市ホームページからも入手できます(お子さん1人につき1枚必要)。



**審査結果の通知**／4月30日(金)までに申請した方には、6月中に学校を通じてお知らせします。



## 必要書類

- 就学援助費支給申請書(令和3年度用)
- マイナンバー(個人番号)確認用書類(マイナンバーカード、番号通知カード、個人番号が記載された住民票の写し)
- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カードなど)
- 【賃貸住宅にお住いの場合】賃貸契約書の写し(契約者・契約期間・家賃が確認できるもの)
- 【世帯内に身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方がいる場合】各手帳の写し

※収入のある方、世帯内のどなたの扶養にも入っていない方(16歳以上でアルバイトをしている方も含む)は全員、市・県民税の申告をしてください。

# ひとり親家庭の方へ～各種制度などのお知らせ～

☎ 子育て支援課 ☎049-252-7104

## 児童扶養手当制度

**対象**／父母の離婚、死亡などで父または母が1人で子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（障がいのある方は20歳未満））を育てている方、または父母に代わって子どもを養育している方

**児童扶養手当額**／

子どもの人数	全部支給(月額)	一部支給(月額)
1人	43,160円	43,150円～10,180円
2人	53,350円	子ども1人の月額+10,180円～5,100円
3人以上	子ども2人の月額+1人につき6,110円	子ども2人の月額+1人につき6,100円～3,060円

※本人や同居家族の所得など、支給要件があります。

※公的年金を受給中の方は、公的年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分が支給されます。

※児童扶養手当法の一部改正により、障害基礎年金等を受給している方の手当額と支給制限に関する所得の算定方法が変更され、児童扶養手当を受給できる場合があります。なお、令和3年3月1日に支給要件を満たしている方は、令和3年6月30日までに申請すれば、3月分から受給できます。

## ひとり親家庭等への医療費の助成制度

**対象**／母子家庭や父子家庭、または親のいない児童を養育している家庭

**内容**／子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日（障がいのある方は20歳未満）まで医療費の一部を助成します。

※本人や同居家族など、支給要件があります。

## ひとり親家庭の親の就労を支援するための助成金

**対象**／小学6年生までの子どもを養育するひとり親

**内容**／病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センターなどを就労などの理由で利用した際に、利用料金の一部を助成します。

※所得など、支給要件があります。利用前に認定申請を受ける必要があるため、事前にご相談ください。

## 就業・自立支援のための給付金制度

### 自立支援教育訓練給付金

**対象**／ひとり親家庭の母または父で、児童扶養手当受給中の方または同等の所得水準の方

**内容**／就業に必要な資格（医療事務、介護福祉士実務者研修など）や技能を習得するための講座を受講する場合に、経費の6割（上限あり）を給付金として支給します。

※受講開始前に、対象講座として市の指定を受ける必要があるため、事前にご相談ください。

### 高等職業訓練促進給付金

**対象**／ひとり親家庭の母または父で、児童扶養手当受給中の方または同等の所得水準の方

**内容**／看護師、介護福祉士、保育士などの資格取得を目的とする養成機関で1年以上修業する場合に、修業期間（上限あり）について促進給付金を支給します。

※事前にご相談ください。

### 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

**対象**／ひとり親家庭の母または父およびその子ども

**内容**／高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すための講座の受講費用の一部に給付金を支給します。

※受講開始前に対象講座として市の指定を受ける必要があるため、事前にご相談ください。





文化芸術・スポーツで頑張る市民を応援

## 富士見市文化芸術・スポーツ大会等出場奨励金

☎ 文化・スポーツ振興課 ☎636

文化芸術またはスポーツの分野で、関東大会などに出場する選手や作品を出品する方に、奨励金を交付します。

対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に住所を有する方</li> <li>市内の小・中・特別支援学校に在学する方</li> </ul>
対象となる大会など	国・都道府県・市町村や公益法人などが主催する、広く参加者を募り、地方予選を経て出場・出品または厳正かつ明確な基準により選ばれて出場・出品する関東大会以上の大会や美術展など
奨励金の額	<p>個人／10,000円</p> <p>団体／10,000円×出場者数(上限50,000円)</p> <p>※出場者とは、上記対象に該当する方をいいます。</p>
申請方法	<p>大会などへの出場・出品決定後、申請書に記入し、関係書類を添えて申請してください。</p> <p>※大会などの終了後に申請する場合は、当該大会などの終了後30日以内に申請してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>申請に必要なもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>富士見市文化芸術・スポーツ大会等出場奨励金交付申請書</li> <li>大会などの開催要項</li> <li>対象者の氏名または団体の名称と住所または所在地を記載した書類</li> <li>予選会の成績または選考会を経たことを証する書類と出場登録名簿</li> </ul> </div>



市民の文化芸術活動を応援

## 富士見市文化芸術によるまちづくり補助金

☎ 文化・スポーツ振興課 ☎252

市民が実施する地域に根差した文化芸術を振興する活動や、文化芸術による新たな魅力創出と地域活性化に寄与する活動など、成果が広く市民に波及する文化芸術活動を支援します。

対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>【個人の場合】市内に在住、在勤、在学し、市内に活動拠点があること</li> <li>【団体の場合】5人以上の構成員で組織し、その過半数が市内在住、在勤、在学であること。また、団体の規約を有し、代表者の氏名と住所が明らかであること</li> <li>明確な会計経理がなされること</li> <li>事業が完遂できること</li> </ul>
対象となる事業	<p>次のすべての要件を満たす事業から審査により補助金対象事業を決定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民の文化芸術の振興に寄与する事業であること</li> <li>新たな魅力創出による地域活性化が期待できる事業であること</li> <li>鑑賞や体験など市民参加の機会を設け、広く文化芸術の波及が期待できる事業であること</li> <li>新型コロナウイルス感染症対策など安心・安全に配慮した事業であること</li> <li>10月1日(金)～令和4年3月31日(木)に市内で行われる事業であること</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>事業の例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内在住の音楽家によるコンサート</li> <li>市内の団体が実施する文化芸術に関する体験会やワークショップ</li> <li>主に市内の団体で組織する実行委員会が実施するアートイベント</li> </ul> </div>
補助金額	上限20万円
申請方法	<p>受付期間は7月1日(木)～30日(金)です。申請書に記入し、関係書類を添えて申請してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>申請に必要なもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>富士見市文化芸術によるまちづくり補助金申請書</li> <li>事業計画書</li> <li>収支予算書</li> <li>補助対象者であることがわかる書類(団体等概要書、団体の規約書など)</li> </ul> </div>



# 4月から水道料金・下水道使用料のLINE Pay納付ができます



☎ 水道課 ☎ 506

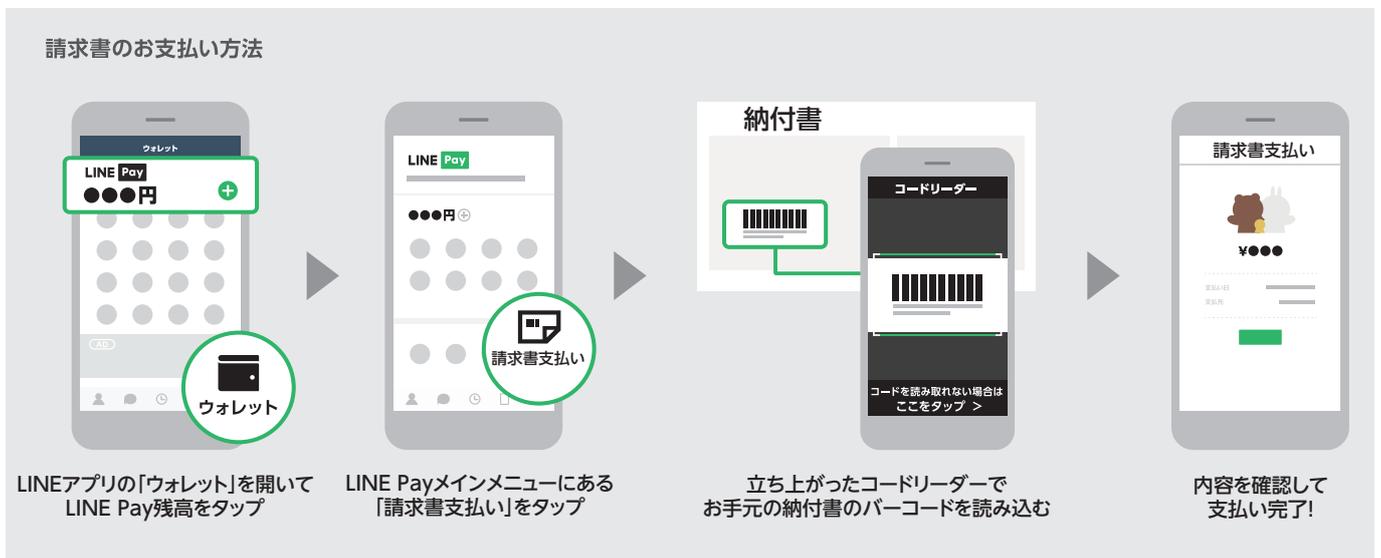
納付書のバーコードをアプリのコードリーダーで読み込むことで、いつでもどこでも納付ができる決済サービス、LINE Payを使った水道料金・下水道使用料の支払いができるようになります。

## 利用方法

- ① 無料スマートフォンアプリ「LINE」をインストールする。
  - ② LINE Payの利用登録を行い、LINE内の「LINEウォレット」にあらかじめ金額をチャージする。
  - ③ LINEウォレット内の「請求書支払い」を選択する。
  - ④ コードリーダーを起動し、納付書のバーコードを読み込む。
  - ⑤ 支払い情報を確認し、パスワードを入力すると納付完了。
- ※ 領収書は発行されません。

## 利用できない納付書

- 1枚当たりの合計金額が5万円以上の納付書
- バーコードが無い納付書
- 金額を訂正した納付書
- 納期限が過ぎている納付書



# 上下水道に異常があるときに

☎ 水道課 ☎ 525 下水道課 ☎ 427

緊急性のある突発的な漏水や下水道管のつまりなどが発生したときは、市が指定する右表の当番店または管工事業協同組合事務所に修理を依頼してください(修理代自己負担)。簡易な修理は、市が指定する水道工事店や新設時の工事店に依頼してください。

※ 工事店の都合により、当番店が変更することがあります。マンション・アパートなどは管理者へ連絡してください。

4月の緊急修繕当番店							
日	曜日	工事店名	電話番号	日	曜日	工事店名	電話番号
1	木	(有)松崎工業所	049-251-3961	17	土	(有)岡部ポンプ店	049-251-5418
2	金			18	日		
3	土	(有)三枝鉄工所	049-254-2036	19	月	協和工業(株)	049-252-2188
4	日			20	火		
5	月	(有)富田設備工業所	049-251-1046	21	水	岩田工業所	048-472-1026
6	火			22	木		
7	水	(有)篠田設備	049-252-0858	23	金	(有)武井設備	049-258-3525
8	木			24	土		
9	金	杉山設備工業	090-8106-5003	25	日	(有)神保水道	049-253-3515
10	土			26	月		
11	日	(有)吉見水道	049-251-8387	27	火	(有)松崎工業所	049-251-3961
12	月			28	水		
13	火	(株)三栄工業	049-251-0719	29	祝	(有)三枝鉄工所	049-254-2036
14	水			30	金		
15	木	(有)斉藤水道工業所	049-251-1363				
16	金						

管工事業協同組合事務所 ☎049-255-5611(月～金曜午前9時～午後4時)  
緊急修繕当番店(午前5時～午後9時)

# テレ玉視聴中にdボタン テレビで市の情報を発信しています

☎ 秘書広報課 ☎241

## テレ玉市町村データ放送サービス

市のイベントや行政情報、防災情報などをテレビで見ることができます。

### 視聴方法

- 1 チャンネルをテレ玉(地デジ3ch)に合わせる。
- 2 リモコンのdボタンを押す。
- 3 画面左下の一覧から「富士見市からのお知らせ」を選び、リモコンの決定ボタンを押す。

※テレビの地域設定が必要です。「市町村からのお知らせ」と表示された場合は、そちらを選択してください。

※データ放送に未対応のテレビは利用できません。



テレ玉市町村データ放送サービス画面(イメージ)

※dボタンの位置はリモコンにより異なります。



## 消費生活相談

☎ 消費生活センター ☎049-252-7181  
【相談日】月～金曜10:00～12:00、13:00～15:30

### 子どものオンラインゲーム利用による高額請求が増えています

スマートフォンやゲーム機器などの端末で利用できるオンラインゲームで、「子どもが親に無断で決済をし、高額請求を受けた」「IDやクレジットカード情報が登録されている親のスマートフォンで、子どもが有料コンテンツを利用してしまった」などの相談が寄せられています。

#### 【消費者へのアドバイス】

- 保護者の端末に登録されたカード情報を子どもが勝手に使用したり、子どもの端末でカード決済を行った場合は、その履歴が端末に残っていることがあります。端末のカード登録情報やキャリア決済の利用限度額設定状況などを確認しましょう。
- オンラインゲーム利用の際は、オンラインの注意点などを理解し、子どもと話し合いながら利用のルールを定めることも大切です。

## マイナポイント事業を延長

☎ ICT推進課 ☎535

キャッシュレス決済サービスを利用すると最大5,000円分のマイナポイントがもらえるマイナポイント事業が9月末まで延長されます。



また、市では事業の延長に伴い、マイキーIDの設定(マイナポイント予約)およびマイナポイント申込支援の期間も延長します。

### 注意点

- ポイントの付与は、マイナンバーカードをお持ちの方または3月末までにマイナンバーカードの申請をした方が対象です。
- ポイントの付与には、マイナポイントの予約・申込が必要です。
- 決済サービスにより、別途事前登録手続きが必要です。事前にご確認ください。

※マイナンバーカードの交付は、市民課(☎101)にお問い合わせください。

